

ひたちなか市立保育所設置及び管理条例（案）新旧対照表

旧	新	備考
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。<u>以下「法」という。</u>）第35条第3項の規定に基づき、<u>日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）を保育するため、ひたちなか市立保育所（以下「保育所」という。）を設置する。</u></p> <p>(負担金)</p> <p>第4条 保育所に入所した乳幼児の保護者は、負担金を毎月納入しなければならない。ただし、<u>市長がその保護者に負担能力がないと認めたときは、負担金の一部又は全部を免除することができる。</u></p> <p>2 負担金の額は、<u>法第56条第3項の規定により、その年度の徴収金基準に基づき、市長が別に定める。</u></p> <p>(保育の停止又は解除)</p> <p>第5条 市長は、<u>保育の実施中の乳幼児が次の各号のいずれかに該当するときは、一時その保育の実施を停止し、又は解除することができる。</u></p> <p>(1) <u>ひたちなか市保育の実施に関する条例（平成6年条例第60号）第2条に規定する保育の実施基準に該当しなくなったとき。</u></p> <p>(2) 病気のため、保育の実施に適さないと認めたとき。</p> <p>(3) 正当な理由がなく、欠席が甚だしいとき。</p> <p>(4) その他市長が保育の実施上支障があると認めたとき。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定に基づき、<u>保育を必要とする乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）を日々保護者の下から通わせて保育を行うため、ひたちなか市立保育所（以下「保育所」という。）を設置する。</u></p> <p>(負担金)</p> <p>第4条 保育所に入所した乳幼児の保護者は、負担金を毎月納入しなければならない。ただし、<u>市長は、その保護者に負担能力がないと認めたときは、負担金を軽減し、又は免除することができる。</u></p> <p>2 負担金の額は、市長が別に定める。</p> <p>(保育の停止又は解除)</p> <p>第5条 市長は、<u>保育を受ける乳幼児が次の各号のいずれかに該当するときは、一時その保育の実施を停止し、又は解除することができる。</u></p> <p>(1) <u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号に規定する内閣府令で定める事由に該当しなくなったとき。</u></p> <p>(2) 病気のため、保育の実施に適さないと<u>市長が認めたとき。</u></p> <p>(3) 正当な理由がなく、欠席が甚だしいとき。</p> <p>(4) その他市長が保育の実施上支障があると認めたとき。</p>	

○ひたちなか市立保育所設置及び管理条例

平成6年11月1日

条例第59号

改正 平成12年12月27日条例第34号

平成15年12月19日条例第42号

平成19年12月25日条例第32号

平成20年12月24日条例第30号

平成21年12月22日条例第21号

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定に基づき、日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）を保育するため、ひたちなか市立保育所（以下「保育所」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 保育所の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(入所)

第3条 保育所に乳幼児を入所させようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(負担金)

第4条 保育所に入所した乳幼児の保護者は、負担金を毎月納入しなければならない。ただし、市長がその保護者に負担能力がないと認めたときは、負担金の一部又は全部を免除することができる。

2 負担金の額は、法第56条第3項の規定により、その年度の徴収金基準に基づき、市長が別に定める。

(保育の停止又は解除)

第5条 市長は、保育の実施中の乳幼児が次の各号のいずれかに該当するときは、一時その保育の実施を停止し、又は解除することができる。

(1) ひたちなか市保育の実施に関する条例（平成6年条例第60号）第2条に規定する保育の実施基準に該当しなくなったとき。

(2) 病気のため、保育の実施に適さないと認めたとき。

(3) 正当な理由がなく、欠席が甚だしいとき。

(4) その他市長が保育の実施上支障があると認めたとき。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成6年11月1日から施行する。

付 則（平成12年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成15年条例第42号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成19年条例第32号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成20年条例第30号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成21年条例第21号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	位置
ひたちなか市立佐野保育所	ひたちなか市大字高野2321番地の2
ひたちなか市立東石川保育所	ひたちなか市大字東石川1495番地
ひたちなか市立つだ保育所	ひたちなか市大字津田1950番地の1
ひたちなか市立那珂湊第一保育所	ひたちなか市西十三奉行13214番地の2
ひたちなか市立那珂湊第二保育所	ひたちなか市平磯町304番地